

関係資料の交付依頼書兼誓約書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市教育長 様

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____

氏名又は代表者氏名 _____

「新統合型校務支援システム等導入に係る情報提供依頼」における関係資料の交付を希望します。

なお、資料の交付に当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

1 依頼事項

関係資料の交付

2 交付資料

(実施要領)

- ・大阪市新統合型校務支援システム等導入及びサービス提供・運用保守業務委託に係る情報提供依頼（RFI）実施要領

(大阪市提供資料)

- ・資料『要件定義書』
- ・別紙1 - 1『機能要件一覧』
- ・別紙1 - 2『帳票要件一覧』
- ・別紙1 - 3『連携要件一覧』
- ・別紙1 - 4『非機能要件一覧』
- ・別紙1 - 5『運用保守項目一覧』
- ・別紙1 - 6『システム全体図』
- ・別紙2『本市の想定するシステム構成』
- ・別紙3『教育共通基盤の将来イメージ』
- ・別紙4『参加資格要件』

(回答様式)

- ・様式2『見積内訳書』
- ・様式3『構築スケジュール』
- ・様式4『システム構成図』
- ・様式5『その他情報提供依頼事項』
- ・様式6『質問票』
- ・様式7『機能要件一覧』
- ・様式8『帳票要件一覧』
- ・様式9『提供不可内容記載表』
- ・様式10『提出書類一覧』

3 遵守事項

第1条（利用の目的）

当社は、「新統合型校務支援システム等導入に係る情報提供依頼における回答書を作成する目的（以下「本目的」という。）のためにのみ、関係資料を受領するものであり、本目的以外の目的のために情報を利用しません。

第2条（秘密の保持）

- 1 当社は、受領した関係資料の情報（以下「本情報」という。）を秘密として保持するものとし、次項に定めるもののほか、第三者に対し開示しません。
- 2 当社は、本目的を達成するため必要な範囲及び適切な方法で、当社以外（以下「協力会社等」という。）に対して本情報の開示を行います。協力会社等においても本遵守事項を遵守させ、開示した本情報に対する責任は当社が負うこととします。
- 3 本目的を達するためであっても、本情報の必要以上のデータ化及びデータ化した本情報のコピー、印刷等を行いません。また、データ化及び印刷等した本情報は適切に管理を行い、第5条に基づき、適切に処理を行います。

第3条（損害の補償）

本情報の第三者への流出が認められた場合は大阪市の調査に協力するとともに、万が一、当社の責められるべき事実により大阪市へ損害を与える事態となった際には、最大限の補償を行います。

第4条（期間）

前条までに定める秘密の保持は、本目的の達成後も当社において存続するものとします。

第5条（本情報の返却、廃棄等）

本情報は、本目的達成後、大阪市へ返却します。また、データ化及びデータ化した本情報のコピー、印刷等を行った場合は、適切な方法により速やかに廃

棄を行います。ただし、大阪市から別に廃棄等の指示を受けたときは、その指示に従います。